

国内旅行傷害保険の補償について

本書面は、特に重要な保険金支払いにかかわる事項をご説明したのになります。保険金請求に関わるすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、各保険商品に応じた普通保険約款および特約をあわせてご確認ください。

なお、保険金のお支払いは、お手元の保険契約証(加入者証)に記載された補償項目が適用されます。

本書面の内容は補償開始日が 2025 年 10 月 1 日以降の約款の内容に準じております。

1. お支払いする主な保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
傷害死亡保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合に、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 ※同一のケガにより既に傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、その金額を差し引いた残額をお支払いします。
傷害後遺障害保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害を被った場合に、後遺障害の程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の 4%~100%をお支払いします。 ※傷害死亡・後遺障害保険金額が保険期間中のお支払い限度となります。
傷害入院保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に入院した場合は、その入院日数に対し、1 日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院に限ります。
傷害手術保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故によるケガの治療のため、手術を受けられた場合に、入院中の手術は傷害入院保険金日額に 10 倍、入院外の手術は傷害入院保険金日額に 5 倍を乗じた額をお支払いします。ただし、1 事故について事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の手術 1 回に限ります。 ※公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に列挙されている診療行為および先進医療に該当する診療行為に限ります。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、非観血的な整復固定術など、抜歯を除きます。
傷害通院保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に通院した場合は、その通

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
	院日数に対し、90 日を限度として1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院に限ります。
賠償責任保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において発生した偶然な事故により、他人を死傷させたり他人の財物に損害を与えた結果、法律上の損害賠償責任を負った場合に、賠償責任保険金をお支払いします。 ※被保険者が未成年者または責任無能力者である場合は、その者の親権者など(親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する被保険者の親族)を被保険者とします。ただし、賠償責任保険金を支払うのは、その未成年者または責任無能力者が旅行行程中に生じた事故により他人に加えた身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。 ※ルームキーを含むホテルなどの宿泊施設の客室は、お支払いの対象になります。 ※賠償金額の決定には事前にチューリッヒ保険会社の承認が必要となります。
携行品損害保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において発生した偶然な事故により、携行品が被った損害に対して、携行品損害保険金をお支払いします。また、盗難による損害の場合には、警察署の盗難届出証明が必要となります。 ※「携行品」とは、被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品に限ります。 ※次のものは保険の対象となりません。 有価証券、印紙、切手、預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、稿本、設計書、船舶(ヨット、モーターボートなどを含みます。)、自動車、原動機付自転車、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、危険な運動(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山など)をしている間のその運動のための用具など
救援者費用等保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において、以下のいずれかに該当したことにより保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用に対し、その費用の負担者に救援者費用等保険金としてお支払いします。ただし、危険な運転などを行っている間に生じた事故により発生した費用は除きます。 ・被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合 ・急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察などの公的機関により確認された場合 ・急激かつ偶然な外来の事故により被保険者がケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合または継続して 14 日以上入院をされた場合 ※「費用」とは、以下①～⑤をいいます。 ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの汽車、電車、船舶、航空機などの 1 往復分の交通費(救援者

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
	2名分まで) ③現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館などの宿泊料(救援者2名分まで、かつ、1名につき14日分まで) ④被保険者が死亡した場合の遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を現地から被保険者の住所もしくは病院などへ移転するための費用 ⑤救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料など通信費、被保険者の遺体処理費など(3万円まで)
航空機欠航等 宿泊費用保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において、以下のいずれかに該当したことにより、最終目的地以外の地において宿泊施設に宿泊し、被保険者がその費用を負担した場合、航空機欠航等宿泊費用保険金(1回あたり1万円)をお支払いします。 ・欠航または着陸地変更により、その航空機の出発予定日に代替となる他の航空機(着陸地変更した場合には、その航空機を含みます。)を利用できない場合 ・出発遅延により、その航空機の出発予定日に代替となる他の航空機を利用できない場合 ・航空機を乗り継ぐ場合は、到着機の遅延により、出発機に搭乗することができず、その出発機の出発予定日に代替となる他の航空機を利用できない場合 ※「宿泊施設」とは、ホテル、旅館などの宿泊のために利用した施設をいいます。 ※「到着機」とは、乗継地に到着する被保険者の搭乗した航空機をいいます。 ※「出発機」とは、乗継地から出発する被保険者の搭乗する予定であった航空機をいいます。
バス運休宿泊費用等 保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において、バスの運休または到着地変更により、そのバスの出発予定日に代替となる他のバス(到着地変更した場合には、そのバスを含みます。)を利用できない場合に、被保険者がその費用を負担したときは、バス運休宿泊費用等保険金額を限度にバス運休宿泊費用等保険金をお支払いします。 ※「費用」とは、宿泊施設の客室料、飲食店における食事代、交通費をいいます。
キャンセル費用保険金 (航空券等補償型)	被保険者が保険責任期間中に生じた以下のいずれかの事由により、旅行サービスについて搭乗を取りやめ、被保険者がその費用(取消料・違約料など)を負担した場合に、その費用に対し保険契約証(加入者証)記載の保険金支払割合を乗じた金額をキャンセル費用保険金としてお支払いします(保険契約証(加入者証)記載のキャンセル費用保険金額を限度とします)。なお、被保険者などが旅行サービスに搭乗する前にキャンセル事由が発生した場合に限ります。 ・被保険者などが空港や駅に向かうために利用する交通機関のうち、運行時間が定められているものに運休・欠航または1時間を超える遅延が発生した場合 ・被保険者などが空港や駅に向かうために自動車など(原動機付自転車を含みます)を運転している間または乗車している間にその自動車などに対人・対物の交通事故が発生した場合や、被保険者などが使用する自動車などが故障し自力走行不能となった場

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
	合 ・被保険者などに対して日本の官公署の命令または感染症による隔離が発せられた場合 - 合 ・被保険者などのペット(犬もしくは猫)が死亡または危篤になった場合や、傷病により獣医師の診察を受け動物病院で手術を受けたまたはその傷病を直接の原因として入院を開始した場合(盲導犬・聴導犬・介助犬などの身体障害者補助犬も含みます。) ・被保険者などが搭乗日またはその前日に第三者の葬儀に参列した場合 ・旅行サービスの目的地(被保険者などが旅行サービスにおいて訪問を予定している場所をいいます。)において被保険者などが参加予定のイベントが搭乗日(搭乗日が複数ある場合は、搭乗日ごとに適用します。)までに中止されたまたは開催日時が変更された場合。ただし、中止または開催日時の変更の発表までに事前にイベントの入場券などを取得または確定予約(イベントへの参加を確定させる予約をいい、仮予約や抽選申込などは含みません。)していたとき、かつ、その入場券などの有効期間内に行われるイベントがすべて中止されたまたは開催日時が変更されたときに限ります。 ・被保険者などの妊娠の判明または被保険者などが出産、早産もしくは流産(切迫早産および切迫流産を含む)した場合 ・被保険者と同行者との間で離婚が発生した場合 ・被保険者などの勤務する会社が倒産した場合 ※「旅行サービス」とは、保険契約証(加入者証)記載の航空券などに関するサービスをいいます。 ※「被保険者など」とは、被保険者または同行者をいいます。

注「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます(細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を除きます。)

2. 保険金をお支払いできない主な場合

以下に掲げる事由によって生じたケガ・病気・損害に対しては保険金をお支払いいたしません。詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金 傷害後遺障害保険金 傷害入院保険金 傷害手術保険金 傷害通院保険金	①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者の自動車などの無資格・酒気帯び運転中の事故。被保険者が麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での自動車などの運転中の事故。 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥被保険者に対する外科的手術その他の医療処置(保険金を支払うべきケガの治療

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
	によるものである場合は、お支払いの対象になります。) ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱などその他これらに類似の事変 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質による事故、放射線照射または放射能汚染 ⑪危険な運動などを行っている間に生じたケガ ⑫被保険者が訴える頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛などの症状で医学的他覚所見のないもの など
賠償責任保険金	①保険契約者または被保険者の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱などその他これらに類似の事変 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質による事故、放射線照射または放射能汚染 ⑤被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑥被保険者の同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ⑦被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ⑧被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶、車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など
携行品損害保険金	①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の自動車などの無資格・酒気帯び運転中の事故。被保険者が麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での自動車などの運転中の事故。 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱などその他これらに類似の事変 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質による事故、放射線照射または放射能汚染 ⑥差し押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使 ⑦保険の対象の欠陥、自然の消耗、性質によるさび、変色など ⑧保険の対象の擦傷、掻き傷または塗料のはがれなどの外観の損傷 ⑨保険の対象である液体の流出 ⑩保険の対象の置き忘れ、紛失 ⑪偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的事故など
救援者費用等保険金	①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
	②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者の自動車などの無資格・酒気帯び運転中の事故。被保険者が麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での自動車などの運転中の事故。 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥被保険者に対する外科的手術その他の医療処置（保険金を支払うべきケガの治療によるものである場合は、お支払いの対象になります。） ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱などその他これらに類似の事変 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質による事故、放射線照射または放射能汚染 ⑪危険な運動などを行っている間に生じた費用 ⑫被保険者が訴える頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛などの症状で医学的他覚所見のないもの など
航空機欠航等宿泊費用保険金 バス運休宿泊費用等保険金	①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱などその他これらに類似の事変 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質による事故、放射線照射または放射能汚染など
キャンセル費用保険金 （航空券等補償型）	①保険契約者、被保険者または同行者の故意もしくは重大な過失または法令違反（①以外のキャンセル費用保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反を含みます） ②被保険者または同行者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者または同行者の自動車などの無資格・酒気帯び運転中の事故。被保険者が麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での自動車などの運転中の事故。 ④被保険者または同行者に対する刑の執行 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱などその他これらに類似の事変 ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑦核燃料物質による事故、放射線照射または放射能汚染 ⑧旅行サービスを提供する運送機関があらかじめ定める搭乗基準などを満たさず搭乗できなかった場合

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
	⑨キャンセルする理由が保険契約前に発生していた場合 ⑩ 自己都合や社会情勢への不安を理由としたキャンセルの場合など ※上記のほか、旅行サービスを提供する事業者の破産、解散または未払債務の不能もしくは支払遅延によって生じた費用についてはお支払いの対象となりません

(注)危険な運動などとは：

- ・山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミングをいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングを除く。)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- ・自動車、オートバイ、モーターボート、ゴーカート、スノーモービルなどによる競技、競争、興行、試運転

3. 保険金請求に必要な書類

保険金請求に必要な書類とは、当社が保険金をお支払いするために必要な確認を行うための書類となります。お支払いする補償項目によって、必要な書類が異なりますので、お客さまに準備いただく書類は、担当者よりご案内します。また、一部の書類は省略できる場合があります。

保険金請求の意思確認または保険金請求権があることを確認するために必要な書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、住民票など
事故原因または事故状況の確認のために必要な書類	交通事故証明書など
損害の範囲、損害の額または傷害の程度を確認するために必要な書類	修理見積書、被害物の写真、領収書、医師の診断書または死亡診断書(死体検案書)、診療報酬明細書、通院交通費明細書、休業損害証明書など
公の機関や関係先への調査のために必要書類	同意書など
被保険者が損害賠償責任を負担することを確認するために必要な書類	示談書・損害賠償に関する承諾書(示談が成立している場合)、判決、和解調書、被保険者が賠償金を負担した場合はそのお支払いを証明する書類など

4. 保険金のお支払い時期

保険金の請求(手続)完了日からその日を含めて 30 日以内に保険金をお支払いするために必要な事項の確認をした後、保険金をお支払いします。ただし、保険金をお支払いするために必要な事項の確認をするために、警察、検察などの公的機関または医療機関などに特別な照会または調査が必要な場合、30 日を超過(延伸)することがあります。その際は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を当社からご通知します。

また、保険金の支払期限を超えてお支払いすることとなった(遅滞となった)場合、保険金に加えて遅延利息をお支払いします。

- 支払期限を超過した場合は、支払期限から支払日までの日数に応じ、法定利率にもとづく遅延利息をお支払いします。
- 当社が必要な調査を行う際、保険契約者、被保険者、保険金を受取る方が正当な理由なく調査を妨げたり協力しなかったことにより、保険金支払いが遅延した期間は、支払期限を定めた日数には算入しません。

【特別な照会または調査が必要な場合の延伸日数】

① 警察、検察、消防などの公の機関による捜査・調査結果の照会が不可欠な場合	180 日
② 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定などの結果の照会が不可欠な場合	90 日
③ 後遺障害の内容・程度を確認するため、医療機関による診断、専門機関による審査などの結果の照会が不可欠な場合	120 日
④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における調査が不可欠な場合	60 日
⑤ 日本国外における調査が不可欠な場合	180 日

5. 補償重複について

傷害保険賠償責任危険補償特約など、同一の補償目的を有する他の保険契約などがある場合、以下のようなお取扱いになります。また、他の保険契約などがある場合、担当者へお知らせください。

(1) 保険金はチューリッヒ保険会社が支払責任額の全額をお支払いします。

今回の事故による損害は、それぞれの保険会社などで分担してお支払いせず、当社のご契約に基づいてお支払いができる支払責任額の全額をお支払いします。保険金をお支払いした後、当社から他の保険会社に対し分担額を請求します。したがって、お支払いする保険金で損害額の全額が満たされる場合、他の

保険会社などへの保険金請求手続きは不要です。

(2) 次の場合、他の保険会社などへ保険金請求手続きをお願いします。

- 当社のご契約による保険金だけでは損害額に満たない場合
- 他社の保険契約などに、当社ではお支払いすることができない固有の補償(費用保険金など)がある場合

(3) ご注意事項

当社のみに保険金をご請求される場合、当社と他の保険会社などの両方にご請求される場合のいずれであっても、保険契約で定められた保険金額を超えて(重複して)お支払いを受けることはできません。二重支払いとなった場合、お支払いした保険金について返還を請求することがあります。

(4) お客様情報の第三者提供・取得について

他の保険契約など(共済契約などを含む)がある場合、その保険契約などの損害保険会社・共済などに対して、当社の負担部分を超える額を請求するために必要な情報(支払責任額など契約の内容、損害額など事故に関する情報、支払保険金などに関する情報)を、当社とその損害保険会社・共済などの間で取得、利用、提供します。

6. 示談交渉サービスについて

賠償事故について、被保険者のお申出があり、かつ、相手の方の同意が得られれば、被保険者のためにチューリッヒ保険会社が示談交渉をお引受けいたします。

※「賠償事故の解決に関する特約」が付帯されている場合となります。

【示談交渉を行うことができない主な場合】

- ① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、賠償責任危険補償特約の保険金額を明らかに超える場合
- ② 相手の方がチューリッヒ保険会社との交渉に同意されない場合
- ③ 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者がチューリッヒ保険会社への協力を拒んだ場合
- ④ 賠償事故について、被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

7. 損害賠償請求権者(被害者)の先取特権について

- 被保険者に破産手続き開始の決定があった場合などに、損害賠償請求権者(被害者)は損害賠償保険金から他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利(先取特権)を有するという規定があります。
- 被保険者がチューリッヒ保険会社に対して請求できる金額は、損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払った限度または損害賠償請求権者の承諾があった限度に制限されます。

8. 代理人請求制度について

被保険者が保険金を自ら請求できない事情があり、決められた被保険者の代理人がいない場合は、チューリッヒ保険会社の承認を得たうえで、所定の代理人が保険金を請求することができます。